

○東京藝術大学取手校地安全衛生委員会規則

〔平成18年3月31日
制 定〕

改正 平成25年10月24日 平成26年7月17日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学安全衛生管理規則第16条に基づき、取手校地安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めるとともに安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、取手校地の安全衛生管理に関し、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるとともに次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。
- (2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に關すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に關すること。
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に關すること。
- (5) 安全衛生教育の実施計画の作成に關すること。
- (6) 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険又は健康障害の防止に關すること。
- (7) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に關すること。
- (8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に關すること。
- (9) 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に關すること。
- (10) 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に關すること。
- (11) 快適な職場環境の形成に關すること。
- (12) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に關すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 衛生管理者 1人
- (3) 産業医 1人
- (4) 安全及び衛生に関する経験を有する者 若干人
- (5) 前各号のほか学長が必要と認める者 若干人

2 前項第2号から第5号に規定する者は、学長が指名する。

3 第1項第2号から第5号の委員の半数については、職員の過半数で組織する労働組合又は職員の過半数を代表する者の推薦に基づく者とする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は速やかに補充することとし、補充委員の任期

については、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は委員会を主宰する。

3 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長に欠員が生じた場合は速やかに補充することとし、補充委員長の任期については、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。

(会議)

第7条 委員会は、原則として毎月1回定期に開催し、委員長が必要と認めた時は臨時に開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成を持って成立し、可否同数の場合は委員長が決するところによる。

(専門委員)

第8条 委員会が必要と認める時は、専門的事項を調査審議するための専門委員会を設けることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、取手校地事務室において処理する。

2 委員会の議事に関する記録は、これを3年間保存するものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。